

## 市町村振興助成金交付事業 事例（1）

【対象区分】「人口減少対策に資する事業」としての区分

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ①地域高齢化・少子化等対策事業 | ⑤地域環境保全等対策事業       |
| ②地域情報化対策事業      | ⑥地域課題調査研究・人材育成対象事業 |
| ③地域経済活性化対策事業    | ⑦地域拠点施設整備対策事業      |
| ④地域社会貢献活動対策事業   | (①～⑥の事業の拠点整備のみ)    |



### 宝くじは、魅力あるまちづくりに役立ってます。

事業名	対象区分	実施主体	事業概要	事業内容
小さな拠点づくり事業	①、⑦	地区コミュニティ協議会	高齢者が多い地域で、暮らしを守り良好なコミュニティを形成しながら持続可能な地域づくりを目指すため、基礎的な生活圏において様々なサービスを提供できる「小さな拠点づくり」を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の話し合い活動による地区振興計画に基づき           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物直売所の改修工事</li> <li>・農産物運搬車両購入</li> <li>・助け合いによる自主送迎車両購入</li> <li>・事務用備品購入（パソコン等）</li> </ul> </li> </ul>
移住促進プロジェクト事業	①、②	地域づくり団体	「関わりたい」「住みたい」というワードでのポータルサイトを立ち上げ情報発信するとともに、空き家を活用したイノベーションによる「お試し滞在施設」の運営を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポータルサイト構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関わりたい」「住みたい」人の募集、登録</li> </ul> </li> <li>○お試し滞在施設の運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家をリノベーションし移住希望者へお試し滞在（短期宿泊）施設の提供</li> </ul> </li> </ul>
地区コミュニティ施設整備事業	①、⑦	地区コミュニティ協議会	地区内交流の活性化、高齢者など住民の憩いの場や子育て世代の交流の場を整備し、地域の魅力を向上させ、持続可能な地域づくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施団体の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来共創部」「ふるさとづくり部」の設置</li> </ul> </li> <li>○公園整備（地区コミュニティ協議会所有）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具等整備</li> <li>・トイレ等整備</li> <li>・遊歩道整備</li> </ul> </li> <li>○生涯学習講座・サロンの運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師派遣</li> <li>・自主事業の開催</li> </ul> </li> </ul>
環境保全事業	⑤	地区公民館	地区住民の減少・高齢化が進む中、道路愛護作業や河川愛護作業など住環境整備の作業の負担が大きくなっていることから作業用重機や除草機材の整備を図り安心・安全な住環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「未来づくり会議」発足・環境整備計画策定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業用重機購入（パワーショベルなど）</li> <li>・除草機械購入（草刈り機など）</li> </ul> </li> <li>○周辺地区への貸し出し制度の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔除草、荒廃地除草など</li> </ul> </li> </ul>

※事業名、実施主体などについては、実際、採択された事業と異なる場合があります。

※自治体が実施主体の事業は対象外です。

※自治体が所有する施設の施設整備は対象外です。

## 市町村振興助成金交付事業 事例（2）

【対象区分】「人口減少対策に資する事業」としての区分

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ①地域高齢化・少子化等対策事業 | ⑤地域環境保全等対策事業       |
| ②地域情報化対策事業      | ⑥地域課題調査研究・人材育成対象事業 |
| ③地域経済活性化対策事業    | ⑦地域拠点施設整備対策事業      |
| ④地域社会貢献活動対策事業   | (①～⑥の事業の拠点整備のみ)    |



### 宝くじは、魅力あるまちづくりに役立っています。

事業名	対象区分	実施主体	事業概要	事業内容
食を活かした持続可能な コミュニティ構築事業	①、③、⑦	地域づくり推進協議会	キッチンカーを運営して高齢者の宅配給食サービスを行う。また、イベント等に参加し交流人口の拡大を図り、持続可能な地域づくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キッチンカー運営部会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・キッチンカー購入・運営</li> <li>・広告宣伝</li> </ul> </li> <li>○特產品・加工品開発部会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品購入（真空パック機、シンク、作業台など）</li> </ul> </li> </ul>
中央通り経済活性化事業 (賑わい創出事業)	③、⑦	中央通り未来協議会	地域の活気が失われていく中、「住民や観光客がいつでも安心して買い物ができる商店街」を目指して活性化計画を作成し、実行することで人々が集まる、楽しむ、コミュニケーションを図る新たな商店街を創造し住みよいまちづくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活性化計画作成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による助言、支援</li> <li>・講師を招いての学習会</li> <li>・先進地研修</li> <li>・PR、広報宣伝</li> <li>・現行イベント等の調査・分析</li> </ul> </li> <li>○活性化計画の実行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーケードの撤去</li> <li>・バナーフラッグの設置</li> <li>・朝市（マルシェ）等の開催</li> <li>・防犯施設の設置</li> </ul> </li> </ul>
「幸齢社会」実現事業	①、③、⑥	集落コミュニティ	民間の定期路線バスの廃止に伴い、住民の活動拠点である集落公民館において、自立的活動の支障となっており、特に、高齢者等の移動に大きな支障をきたしていることから移動支援のためのワゴン車（10人乗り）を購入し運営する。 また、公民館活動に必要な環境整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等移動支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定、地域説明会</li> <li>・運輸省等法的手続き</li> <li>・ワゴン車（10人乗り）購入、運営</li> </ul> </li> <li>○公民館環境整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーブル、椅子購入</li> <li>・音響機器購入</li> <li>・外張りテント購入</li> </ul> </li> </ul>

※事業名、実施主体などについては、実際、採択された事業と異なる場合があります。

※自治体が実施主体の事業は対象外です。

※自治体が所有する施設の施設整備は対象外です。